様　式　Ｃ－１９、Ｆ－１９－１、Ｚ－１９　（共通）

科学研究費助成事業　　研究成果報告書

令和　７ 年　 ６ 月 １２ 日現在

機関番号：１１５０１
研究種目：基盤研究(C)（一般）
研究期間：2022～2024
課題番号：２２Ｋ１２６３７

研究課題名（和文）「アセクシュアルの法理論」序説：クィア理論による接近

研究課題名（英文）A preliminary study on law and asexuality

研究代表者
池田　弘乃（IKEDA, Hirono）

山形大学・人文社会科学部・教授

研究者番号：８０６３７５７０

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費）　　500,000円

研究成果の概要（和文）：本研究では、アセクシュアルという言葉を鍵概念として、クィア理論とジェンダー・セクシュアリティに関する法理論とをつなげていくことを目指した。この試みの根底には、現代社会において「多様な性」の社会的包摂が議論されるとき、そこになおも存在する見えにくい前提が何であるのかを明らかにするとともに、これがどのような法理論上の問題につながっているのかを探るという問題意識が存在する。それらを通じて、人の性的アイデンティティについての認識の深化をはかり、ジェンダー・セクシュアリティに関する法理論に一層の広がりと深みをもたらすことを試みた。

研究成果の学術的意義や社会的意義
論考や書籍の刊行を通じ、アセクシュアルを含む多様な性に関する基本的な事項について、共通の基盤となりうる言葉の共有の必要性と、必要な社会改革にあたっての丁寧な合意形成の必要性を論じ、すべての人が「個人として尊重される」社会に向けての基礎的条件を醸成することに努めた。具体的には、事実としての多様性から目を背けないこと、そして、尊重すべき多様性について「なぜ」「どのように」という問いを丁寧に考察していくことの重要性を論じた。

研究成果の概要（英文）：In this study, I have sought to explore the intersection between queer theory and legal theory concerning gender and sexuality, using the concept of asexuality as a key analytical lens.
Underlying this inquiry is a critical awareness of the often-unseen assumptions that persist even as contemporary society increasingly discusses the social inclusion of “sexual diversity.” This study aims to uncover those implicit premises and examine how they are connected to issues within legal theory.
Through this approach, I have sought to deepen our understanding of sexual identity and contribute to the further expansion and enrichment of legal theory concerning gender and sexuality.

研究分野：法哲学

キーワード：アセクシュアル　法哲学　多様な性

※科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属します。

様　式　Ｃ－１９、Ｆ－１９－１（共通）

１．研究開始当初の背景

クィア理論の問題提起を受けた法学研究は着実に進展しつつある（Valdes 1995）。しかし、とりわけ日本法を対象とした研究においては、まだまだなされるべき検討課題は多いように思われる。日本社会において、多様な性に言及される機会が増えてきたとはいえ、アセクシュアルは仮に言及されることがあったとしても、添え物として一言触れられるだけのことも少なくない。（実定法上言及されている例として、渋谷区「男女平等及び多様性を尊重する社会を推進する条例」〔2015 年〕における「無性愛」という文言、アメリカ合衆国ニューヨーク州 Sexual Orientation Non-Discrimination Act〔2002 年〕における'asexual'という文言等を挙げることができよう。

しかし、アセクシュアルについて考えることは、単に「もう一つ新奇なマイノリティが登場したから、彼らをも社会に包摂しよう」という対応では応じきれないような重要な問題を現代社会に突き付けている。

それは「性的欲求にはどんな形があってもよい」という多様性の主張を超え、「性的欲求は他の欲求や趣味・嗜好に比べてどれほど特権的な位置を主張できるのか」という問いかけを含んでいる。この問いかけは、従来の性的マイノリティの権利伸張運動と緊張関係に立つ可能性もある。異性愛だけではなく同性愛やバイセクシュアルも性的指向として平等な尊重を受けるべきだという形で、それぞれの性的指向をアイデンティティとして構成し権利主張をすることに対し、アセクシュアルの視点は、性的指向の問題も嗜好(preference)の一つの側面として、例えばゴルフや釣りを好むことと同列に置く可能性を含むからである。

親密圏に関する法制度が多様な性的指向を包摂することの重要性を承認したとしても、より根源的な問いとして「法制度が性的欲求の存在を前提に運営されることにはどのような正当性があるのか」という問いが問われなければならない（なお、法理論におけるアセクシュアルの検討については（Emens2014）を先駆的論考として挙げることができる。哲学的考察の一例としては(Brunning & Natasha 2021）がある)。これが、本研究開始当初の背景をなす事情及び問題意識である。

研究代表者は、2019 年に、法学、社会学、表象研究、哲学等の各分野の研究者と共に『クィアと法』という論集を編んだ（綾部他編 2019)。研究代表者は、同書に「ケーキがあるのになんでセックスなんかするの？：『アセクシュアルと法』を考えるために」と題する論考を寄稿し、法学にとってアセクシュアルという事象が真剣な考察の必要性がある論点であることを素描的に論じた。このような研究活動で萌芽的に探求してきた問題群を、あらためてクィア理論と法理論の対話という形で組織的に考察していく作業として、本研究計画は位置づけられる。

２．研究の目的

クィア理論の知見がジェンダーに関する法理論にどのような寄与をなすことができるのかを探求する本研究課題においては、現在の社会通念を徹底的に問い直す視点として「アセクシュアル」という言葉に着目し、現代社会において「多様な性」の社会的包摂が議論されるとき、そこになおも存在する見えにくい(あるいは不可視の)前提が何であるのかを明らかにするとともに、ロマンティックな関係への欲求とセクシュアルな欲求との関連性を考察することを通じて、現代社会において「ロマンティックな欲求」に関わる人間関係とはどのようなものでありうるのか、そこにどのような法理論上の問題が存在するのかを探ることを目的とした。

また、様々な法分野のなかでも特に家族法を中心に、アセクシュアルの存在をも視野に入れたとき、家族や親密圏に関わる法制度改革についてどのような示唆が得られるかを探求することも本研究の重要な目的であった。家族・親密圏に対する法的保障を考える際に、性的欲求に基づくカップル関係を主軸とすることの妥当性については包括的な検討が必要である。この作業は、先述の通り、単に１つの新奇なマイノリティ類型としてアセクシュアルを取り上げるのではなく、既存の法制度の根本的な前提群を問い直すものであり、そのことを通じてクィア理論の問題関心を法理論の場に接続し、法理論とクィア理論との間に活発な対話が交わされるようになることを目指した。本研究はそのために必要な前提を明確かつ組織的に提示することを重視した。

３．研究の方法

研究の方法としては、関連する国内、国外の文献を精査し、その成果を研究会で発表し、様々な研究者との間で意見交換を行うことが中心であった。（研究期間中にも、多くの国内外の重要な論考・書籍が発表された。その一例としては、(松浦 2025)、(三宅他 2024)、(バージェス 2025）等がある。）

その討議を経たうえで考察結果を論文や書籍という形で公表し、さらなる批判を仰ぐこととした。

同時に、それらの作業とあわせて、日本社会においてアセクシュアルをはじめとする様々な性的マイノリティ当事者の現実の生活について、インタビューを行い、特に法制度に関わる困難、困りごと、関連する偏見や差別体験を記録し、あるべき社会を考えるために前提となる貴重な資料を探求することとした。

４．研究成果

以下の通り、本研究課題に関わるテーマでの学会発表を行い、論文と書籍を公刊した。そこでは、アセクシュアルを含む多様な性に関する基本的な事項について、共通の基盤となりうる言葉の共有の必要性と、必要な社会改革にあたっての丁寧な合意形成の必要性を論じ、すべての人が「個人として尊重される」社会に向けての基礎的条件を醸成することに努めた。

具体的には、事実としての多様性から目を背けないこと、そして、尊重すべき多様性について「なぜ」「どのように」という問いを丁寧に考察していくことの重要性を論じた。

そのことは、例えば、2023 年に成立した「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」（令和 5 年法律第 68 号）についても言うことができる（拙著 2024）。同法については、その制定過程において過度に党派的な対立の対象となった一面もあり、法案の国会上程から、国会における審議や修正過程にもかなり異例の展開がみられたが、法文自体を虚心坦懐に読めば、今後の日本社会における、多様な性の尊重について、小さくとも貴重な第一歩と評することのできる面をもっている。

そこで標榜された「多様な性」の理解と尊重においては、当然、「性的欲求をもつことが当然である」という前提をも批判的に吟味し、アセクシュアルないしアロマンティックな人々を含めた全ての個人の尊重が、日本国憲法の要請する規範であることを確認していくことが重要である。

・学会発表

2022

「多様な性と法制度の現在：個人を尊重する社会に向けて」日本家庭科教育学会東北地区会

2024

Sexual Diversity and Japanese Law: the Importance of Accurate and Careful Understanding
The 31st World Congress of the International Association for Philosophy of Law and Social Philosophy (IVR 2024)

・論文（単著）

2023

「「性の多様性」理解増進法制定に寄せて：自他のよりよき相互理解のために」『アイユ』387 号 11-12 頁（公益財団法人 人権教育開発推進センター）

2024

「社会の中の性別と法的性別 —令和 5〔2023〕年 10 月 25 日最高裁大法廷決定に寄せて」有斐閣 Online ロージャーナル ID: L2402006　https://yuhikaku.com/articles/-/18992

・書籍（単著）

2024

『LGBT のコモン・センス: 自分らしく生きられる世界へ』第三文明社

<u>参考文献</u>

綾部六郎・池田弘乃編（2019）『クィアと法：性規範の解放／開放のために』日本評論社
バージェス、レベッカ（2025）『私はアセクシュアル：自分らしさを見つけるまでの物語』、上田勢子訳、中村香住解説、明石書店
松浦優（2025）『アセクシュアル アロマンティック入門：性的惹かれや恋愛感情を持たない人たち』集英社
三宅大二郎・今徳はる香・神林麻衣・中村健（2024）『いちばんやさしいアロマンティックやアセクシュアルのこと』明石書店

Brunning, Luke & McKeever Natasha (2021) Asexuality, *Journal of Applied Philosophy*, Vol. 38, No. 3, pp. 497-517.
Carrigan, Mark, Gupta, Kristina and Morrison, Todd G.(2014) *Asexuality and sexual normativity: An anthology*, Routledge.
Emens, Elizabeth (2014) Compulsory sexuality, 66 *Stanford Law Review* 303.
Valdes,Francisco（1995） Queers, sissies, dykes, and tomboys: Deconstructing the conflation of “sex,” “gender,” and “sexual orientation,” in Euro-American law and society, 83 *California Law Review* 1.

５．主な発表論文等

〔雑誌論文〕　計2件（うち査読付論文　0件／うち国際共著　0件／うちオープンアクセス　0件）

１．著者名 池田弘乃	４．巻 387
２．論文標題 「性の多様性」理解増進法制定に寄せて：自他のよりよき相互理解のために	５．発行年 2023年
３．雑誌名 アイユ（公益財団法人 人権教育開発推進センター）	６．最初と最後の頁 11-12
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 －

１．著者名 池田弘乃	４．巻 －
２．論文標題 社会の中の性別と法的性別：令和5〔2023〕年10月25日最高裁大法廷決定に寄せて	５．発行年 2024年
３．雑誌名 有斐閣Onlineロージャーナル	６．最初と最後の頁 －
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 －

〔学会発表〕　計2件（うち招待講演　0件／うち国際学会　1件）

１．発表者名 Hirono Ikeda
２．発表標題 Sexual Diversity and Japanese Law: the Importance of Accurate and Careful Understanding
３．学会等名 The 31st World Congress of the International Association for Philosophy of Law and Social Philosophy (IVR 2024)（国際学会）
４．発表年 2024年

１．発表者名 池田弘乃
２．発表標題 多様な性と法制度の現在：個人を尊重する社会に向けて
３．学会等名 日本家庭科教育学会東北地区会
４．発表年 2022年

〔図書〕　計1件

１．著者名 池田弘乃	４．発行年 2024年
２．出版社 第三文明社	５．総ページ数 184
３．書名 LGBTのコモン・センス：自分らしく生きられる世界へ	

〔産業財産権〕

〔その他〕

－

６．研究組織

	氏名 （ローマ字氏名） （研究者番号）	所属研究機関・部局・職 （機関番号）	備考

７．科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕　計0件

８．本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関